

第百八回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第二一號

昭和六十二年三月二十六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十五日
辞任
高橋 清孝君
平井 卓志君
補欠選任
石井 道子君
宮崎 秀樹君

出席者は左のとおり。

委員長 松浦 功君
理事 出口 廣光君
増岡 康治君
佐藤 三吾君
坂山 映子君

委員 石井 道子君
岩上 二郎君
加藤 武徳君
海江田 鶴造君
金丸 三郎君
久世 公堯君
沢田 一精君
田辺 哲夫君
宮崎 秀樹君
山口 哲夫君
片上 公人君
馬場 富君
神谷信之助君
秋山 肇君

衆議院議員

地方行政委員長 石橋 一弥君

国務大臣

自治大臣 葉梨 信行君

政府委員

自治大臣官房長 持永 豊民君
自治省税務局長 津田 正君
事務局側 常任委員会専門員 竹村 晨君

本日の会議に付した案件
○地方税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(松浦功君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨日、高橋清孝君及び平井卓志君が委員を辞任され、その補欠として石井道子君及び宮崎秀樹君が選任されました。

○委員長(松浦功君) 地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、提出者から趣旨説明を聴取します。衆議院地方行政委員長石橋一弥君。

○衆議院議員(石橋一弥君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。
本案は、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、昭和六十二年度を目前にして地方税法において特に緊急に対応することが必要な事項について所要の措置を講じようとするものでありまして、住民負担の軽減及び合理化等を図る見地から、不動産取得税等について非課税措置等を講ずるほか、固定資産税等の特例措置並びに道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を延長する等の改正を行おうとするものであります。

これが、本案を提出いたしました理由であります。

次に、その内容について申し上げます。
その一は、道府県民税及び市町村民税につきまして、山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の適用期間を延長することといたしております。

その二は、事業税につきまして、医療法人等が行う老人保健施設事業の老人保健施設療養費に係る特例措置等を講ずることといたしております。

その三は、不動産取得税につきまして、宅地建物取引業者等から新築特例適用住宅及びその土地を取得する場合における当該土地の取得に係る税額の減額措置等の特例措置について整理合理化を行うほか、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

その四は、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税につきまして、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として講じられた税率等の特例措置の適用期限を延長することといたしております。

その五は、自動車税及び軽自動車税につきまして、電気自動車に係る軽減税率の適用期間を延長することといたしております。

その六は、固定資産税及び都市計画税につきまして、変電所または送電施設の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置等について整理合理化を行うとともに、日本下水道事業団が下水汚泥広域処理事業の用に供する一定の固定資産について非課税とする等の措置を講ずることといたしております。

その七は、電気税につきまして、産業用電気に係る非課税品目の縮減を行うとともに、繊維製品及び紙の製造の用に供する電気に係る軽減税率の適用期限を延長することといたしております。

その八は、特別土地保有税につきまして、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において新増設された一定の工場の敷地の用に供する土地またはその取得について非課税とする等の措置を講ずることといたしております。

その九は、自動車取得税につきまして、昭和六十三年十二月一日以降に適用される自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率の軽減措置等を講ずることといたしております。

その十は、事業所税につきまして、一定の老人保健施設を非課税とする等の措置を講ずることといたしております。

その十一は、国民健康保険税につきまして、被保険者相互間の負担の均衡等を勘案して、課税限度額を三十九万円に引き上げるとともに、減額の基準を昭和六十二年度にあつては、二十八万円に一定の金額を加算した金額に引き上げることとしたしております。

このほか所要の改正を行うことといたしております。

以上が本案の提案の理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松浦功君) 以上で趣旨説明の聴取を終わります。

本案の取り扱いにつきましては、質疑の要求もございましたが、理事会において協議いたしました結果、質疑はこれを行わないことといたしました。よつて、直ちに討論、採決を行うことといたします。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

第二部 地方行政委員会會議録第二号 昭和六十二年三月二十六日【参議院】

○佐藤三吾君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論をいたします。

第一に、本案は、政府提出の地方税法一部改正案の目録部分を抜き取り、審議成立させようという異常、特別の手法が用いられております。その原因が政府提出の税制改革案であります。導入、マル優廃止にあることは周知のとおりであり、政府提出の地方税法改正案におきましても電気税、ガス税の売上税への吸収、またはマル優廃止を前提とした利子割交付金を含んでおります。そうした政府案に対する批判が集中し、その年度内成立が絶望となったために本来のごとく目録案件の処理が行われようとするものであり、このこと自体が極めて遺憾と言わざるを得ません。したがって私も、あえて地方税本来の課題にも余り言及せず、質問、附帯決議も付しません。極めて不本意な事態であることを表明しておきたいと思ひます。

第二に、本案によつて、六十二年度地方財政計画及び地方交付税改正案を含めまして、六十二年度の地方財政対策の議論が決着されかねない状態に追い込まれようとしております。財政計画は制度改正、財源対策等が一体として審議されるべきものであり、その一部の十分な審議もないまま採決せざるを得ない状況は、地方財政を充実させようとする議論と相反するものであり、私も地方財政の混乱を回避すべく審議には応じました。六十二年度地方財政計画及び地方交付税改正案、さらに政府提出の地方税法改正案並びに売上税と税法案の今後の審議について、本案の可決が何ら影響、拘束されないことを表明しておきたいと思ひます。

第三に、本案においては、地方たばこ消費税の六十一年度一年限りの特例の延長、国保税の三十七万円から三十九万円への引き上げ等が含まれております。これらは国会や地方制度調査会等における一連の議論を全く無視して行われることであ

り、第一には、約束違反の国庫補助負担率削減に起因する財源補てんであり、第二に、国民健康保険制度の欠陥から来る矛盾であり、第三に、再三にわたつて必要が論じられてきた地方税源の充実、不公平税制を正を放棄した結果によるものであります。このような当座の便法と国民負担増によつて地方財政そのものが大きくゆがめられ、構造的な欠陥性を深めるとともに地方自治そのものが軽視されている点を指摘せざるを得ません。

第四に、特に再三の約束を再び破り、六十二年度において新たに国庫補助負担率削減が行われようとしている状況に対し大きな怒りを感じます。国から行革を提起されるまでもなく地方は自主的努力によつて財政の健全化に努めております。ところが、健全化されようとする財政転嫁をしてくるという政府の姿勢は、もはや地方財政の敵と言つても過言ではありません。しかも、日切れと称してこのカット法案まで成立させられようとしております。政府・自民党みずから国民の理解を得られない、したがって国会で成立が難しい予算案、税法を提出しておきながら、野党の協力姿勢をよよいことに、日切れでないものまでとくさしに紛れて通そうとするのは、空き巣にも似た行為と言わざるを得ません。

第五に、私はこのような事態となった以上、虫食い法案となつた政府提出の売上税、マル優廃止関連法案である地方税法改正案、売上税と税法案については、速やかに撤回すべきだと考えます。既に参議院若手補欠選挙結果及びこの間の内閣支持率の急落を見ても国民の審判は下つております。与党である自民党の幹部や政府主要閣僚ですら修正論や反対論を叫び、自民党は自党の候補者が反対を公約することを放置すらしめています。もはや、政府税制改正案は審議に値しないものとなつております。国民の声である大幅所得減税、なかんずく個人住民税減税を不公平税制の是正によつて六十二年度において直ちに実施することが、政府、現内閣に残された唯一の道であること

を指摘して、私の反対討論を終わります。

○出口廣光君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました衆議院提出の地方税法の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を行うものであります。

本法律案は、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、昭和六十二年年度を目前にして、地方税法において特に緊急に対応することが必要な事項について所要の措置を講じようとするものでありまして、住民負担の軽減及び合理化等を図る見地から、事業税において医療法人等が行う老人保健施設事業について特例措置を設けること、不動産取得税等について非課税措置等を講ずること、固定資産税等の特例措置並びに道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を延長すること等を主な内容としております。

最近の我が国の経済情勢は急速な円高の進行により、地域経済及び住民生活は極めて大きな影響を受けております。またこれら地域経済の担い手である輸出産業等の不振に伴い地域の雇用情勢は極度に悪化しており、さらに地方財政においても法人関係税の伸びが鈍化するなど地方自治体にとつて憂うべき事態となっております。また現在進行しつつある人口の高齢化、経済取引の国際化産業・就業構造の変化等により社会経済情勢は急激に変化しようとしております。

このような情勢の中で、抜本的な制度改正として、国の税制改正に呼応して地方税制についてもいずれ審議が行われなければならないものと思ひます。ところで、今回の改正案に盛り込まれた事項はいわゆる日切れ法案として緊急に措置すべき必要最小限のものを措置しようとするものであり、今回の改正は当面の措置として適切なものであると思ひます。

以上の理由により、私は衆議院提出の改正案に賛成するものであります。○馬場富君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました本法律案に

対して反対の討論を行うものであります。以下その理由を述べます。反対の第一は、本法律案が内閣提出の地方税法改正案の日切れ部分のみとはいひながら、全国民の批判が強い売上税導入を前提としていることであり、たばこ消費税の暫定税率、繊維、紙の電気税軽減税率等の適用期限の延長を本年十二月三十一日までとし、明らかに明年一月一日からの売上税実施とのセットであります。

問題の売上税は、まさに国民各層に投網を打つような網羅的な課税であります。中曽根総理が昨年の同日選挙の際導入しないと公約した大型間接税そのものであります。今日我が国は、円高不況により中小企業の倒産、造船、鉄鋼等の基幹産業の操業縮小など経済はますます苦境に陥り、失業率が史上最高の三％に上昇するなど雇用不安が高まっております。しかるに、売上税導入は、その対策として今日緊急に求められている内需拡大の要請に逆行する制度であります。またそのことを示すように、地方議会の売上税反対決議も相次いでおります。

政府は、このような事実を踏まえ、売上税及びこれを前提とする法律案を撤回し、新たな法律案を提出すべきことを強く申し上げます。第二に、住民税の減税は、ここ数年最大の課題となつております。住民の実質的な生活水準の確保のためにも、また内需拡大の観点からもその大幅な実施が強く求められているが、今回の法案には売上税関連というところで盛り込まれていないこととであります。これは国民の期待を全く無視するものであります。

第三は、たばこ消費税の税率の引き上げは、昨年の国庫補助負担率の引き下げに伴う補てん財源の一部として税調での審議を行うことなくなされたものであります。これは六十一年度限りの暫定措置だったはずであり、約束に反するものであります。

しかも、今回また新たな国庫補助負担率の引き下げを強行しようとしておりますが、これもまた

三年間は、「国・地方間の財政関係を基本的に変更するよう措置は講じない」という覚書にも反するものであります。新たな財源を見出す努力をせずに、安易に住民に負担を求めることは問題と言わざるを得ません。

第四に、非課税等特別措置は、税負担の公平を損なうものであるにもかかわらず、廃止四に對し新設十二、単純延長十六とするなどの根本的な見直しが行われていません。特に電気税では昭和三十年代の非課税基準が今日なお用いられ、今回は一品目が整理されたものの依然として七十七品目が残されております。

最後に、今日求められていることは売上税のような大衆課税より、いわゆるトーゴーサンピン、クロヨンという不公平の是正であることを申し上げ、重ねて本法律案に反対の立場を明らかにいたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、衆議院提出の地方税法の一部を改正する法律案に對する反対討論を行うものであります。

まず私は、我が党を除く与野党合意と衆議院地方委員会提出のゆえをもつて、この法案に對する一切の質疑を封じたまふ採決されるという理事會決定について憤りを持つものであります。

この法案は、単なる日切れではありません。たばこ消費税特例措置の延長期限に見るように売上税含みであり、国民健康保険税の最高限度額引き上げや、補助金カット絡みのたばこ消費税値上げの延長、恒常化など、国民の権利義務にかかわる重要な内容を持っています。

このような重要な法案に對する一切の質疑が行われないばかりか、私の質問を封殺するがごときは、国権の最高機関としての立法府の自殺行為といつても決して過言ではなく、断じて容認することのできないものであります。

次に、法案の内容そのものについて看過できない幾つかの問題があります。まず、売上税並びにマル優廃止に関連する部分を多く含んでいます。例えば地方たばこ消費税の

税率引き上げの延長並びにその税負担の維持についてであります。そもそも現行の特例措置は、竹下前大蔵大臣も、違法ではないが正当性が無いとみずから認めざるを得ないほどに臨時異例の措置であつたはずではありませんか。ところが今回の改正は、六十二年度府予算案の編成に当たつて、来年一月一日から売上税が創設されることに伴い、国たばこ消費税の改正とあわせて地方たばこ消費税においても現行の特例措置における税負担水準を維持する改正を行うこととして、本年十二月三十一日まで現行の特例措置を延長し、その後その税負担水準を維持し恒久化しようとするものであります。

これは、一つは国民の大多数が反対している公約違反の売上税の導入を前提としている点からいっても、日切れ法案扱いで処理することは許されない重大な内容を含んでいるのであります。またこの特例措置が三年間の暫定措置である国庫補助、負担金のカットの補てん措置であることからして、この税率引き上げの恒久化は国民への約束を踏みにじつて三年経過後も引き続き補助金カットを継続する意図を示すものであり、これは国民を二重、三重に欺瞞するものであります。

第二は、国民健康保険税の最高限度額の引き上げであります。

国民健康保険の最高限度額は近年毎年のように引き上げられ、昭和五十六年度以来この七年間に十五万円、六二%も引き上げられているのであります。しかも、この最高限度額を負担することとなる所得者層は健康保険と比べても相当低い層となつてきているのであります。もともと国民皆保険制度の柱としての国民健康保険は低所得者層が多く、保険料の事業主負担もないため大きな国の負担を前提として成り立っており、それゆゑ国の責任が極めて重いものであります。それにもかかわらず、最近の政府の国民健康保険に對する施策は全くこの立場に逆行するものばかりであります。今日の市町村国保の財政危機をもたらしした原因が退職者医療制度の見込み違いと、国庫負担金の

大幅削減の先取りにあることは既に何度も指摘されてきたところであります。しかるに政府は、その赤字補てんも十分に行わないまま、一方で住民には今回の改正に見られるような一層の負担増大をもたらしようとしているのであります。これはまさに国の責任転嫁であり、絶対に許すことのできないものであります。

以上述べてきましたように、本法案の提出の経緯、審議の取り扱い、その内容のいづれをとつてみても絶対に容認することのできないものであり、断固反対の意思を表明して私の討論を終わります。

○坂山映子君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となつております地方税法の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、六十一年度限りの措置として導入した地方たばこ消費税の増税を六十二年十二月まで延長し、その後これを売上税に吸収する措置を講じたこととあります。およそ政治の要諦は、お互いの約束事はこれを必ず守るといふことにありましよう。地方たばこ消費税の増税は、政府が六十一年度限りの暫定措置であることを国民に約束し導入をしたものであります。政府自身がこの約束を破ることは、国民の政治に對する信頼を失わしめ、議會制民主政治をみずから破壊することにはかなりません。この意味において、地方たばこ消費税の増税をこの十二月まで延長し、その後これを売上税に吸収することによつて増税の恒久化を図ろうとする政府の今回の措置を私は断じて認めるわけにはいきません。政府の猛省を強く求めるものであります。

反対の第二の理由は、地方たばこ消費税の増税が国の補助率引き下げに伴う地方財政の補てん措置としてとらわれていることとあります。政府は、昨年補助率の再変更は今後三年間は行わないとの合意のもとに、三年間の暫定措置として補助率の引き下げを行ったものであります。この措置に伴う地方財政への影響額は三年間で約三兆五千億円

に及び、地方は借金財政に追いやられている状況にあります。にもかかわらず、政府は今年度もまた公共事業関係補助金を中心として補助率の再引き下げを強行しようとしているのであります。かかる政府の措置は、国と地方との財政秩序を一層乱すものであると同時に、地方の借金財政にますます拍車をかけ、その円滑な財政運営に多大な支障を来すことは極めて明らかであります。しかも、今回の措置が単に国による財政再建のポーズを示すためにだけとられたものであることを考えれば、私は憤激にたえません。地方自治の健全な発展を望み、豊かな地域社会づくりを目指すならばこのような措置は断じてとるべきではありません。国の補助金は既に役割を終えたもの、地方に任ずるものは廃止するなど政策判断に基づいて整理合理化すべきであります。政府の猛省を再度促し、二度とかかる事態を招かないよう強く求めるものであります。

第三は、地方税における特別措置の整理合理化が不十分であるといふこととあります。地方税の自主性を高めるためには国の租税特別措置の影響をできるだけ少なくする必要があります。この観点から租税特別措置についても時代の変化に對応して見直すべきであります。

以上、反対の理由を述べ、私の討論を終わります。

○秋山肇君 私は、新政クラブを代表して、ただいま議題となつております地方税法の一部を改正する法律案に反対の立場で討論いたします。

今回の場合は、法律の有効期間が十二月三十一日までということと昭和六十三年一月から売上税が導入されることが前提になつてゐる。本来ならば、昭和六十二年四月一日施行であれば三月三十一日までの一年間とするべきであり、特に売上税については現在世論を見ても反対意見が多く、まだ国会で十分審議をされてもいないのにそれを前提として日切れで設定することはおかしいと思ひます。

道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税に關

しては六十一年度限り、一年限りの特例措置であつたはずである。結局、地方では財政再建を目指し借金財政からの脱却を図っているが、国庫補助負担の軽減だけを考へているようでは本格的な財政再建はできない。もっと地方の置かれてる財政事情を深刻にとらへ対処をするべきである。国民健康保険の課税限度額の引き上げは負担が増加することになり、国保の場合従来より保険料が高いこともあり、滞納者が増加している等問題が多い。結局、負担増加が受診抑制を引き起こすことも考えられます。今回の緊急避難的処置が再びないことを要望して討論を終わります。

○委員長(松浦功君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松浦功君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松浦功君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松浦功君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一

般職の地方公務員の処遇等に関する法律案
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案(趣旨)

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等に派遣される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他条例で定める職員を除く。)を派遣することとができる。

一 外国の地方公共団体の機関

二 外国政府の機関

三 我が国が加盟している国際機関

四 前三号に準ずる機関で、条例で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合に、当該職員の同意を得なければならぬ。

(派遣職員の職等)

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、派遣された時就いていた職又は派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

第四条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなったときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第五条 派遣職員に関する地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る地方公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第二条第四項から第十項までの規定にかかわらず、自治省令で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、地方公務員災害補償法の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、地方公務員災害補償基金は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行わない。

第六条 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行われることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する地方公務員災害補償法の規定による補償が行われないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

(派遣職員の給与等)

第七条 派遣職員の派遣の期間中の給与及び派遣職員が派遣の終了後派遣先の業務上の負傷又は疾病に起因して、当該負傷若しくは疾病に係る療養のため若しくは当該疾病に係る就業禁止の措置により勤務しないとき、又は地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当し

て休職にされたときの当該勤務しない期間又は休職の期間中の給与、派遣職員が退職したときの退職手当並びに派遣職員に対する旅費の支給については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第二条第一項の規定により派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとする。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第八条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条第一項の規定に基づく条例の施行の際、現に地方公務員法第二十七条第二項の規定に基づく条例の定めるところにより休職にされ、又は同法第三十五条の規定に基づく条例の定めるところにより職務に専念する義務を免除されている職員であつて、第二条第一項各号に掲げる機関の業務に従事しているものは、条例で定めるところにより、同項の規定に基づく条例の施行の日には派遣職員となるものとすることができ。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百三十九条を次のように改める。

(派遣職員についての特例)

第百三十九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)第二条第一項の規定により派遣された職員である組合員に対する第四章及び第六章の規定の適用につい

ては、これらの規定中「給料」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定給料」とする。

第百四十二条第二項の表第百三十八条の項の次に次のように加える。

第百三十九条

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第二号)第百三十九条(第一九三九号)

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願(第一九三八号)(第一九三九号)

第一九三八号 昭和六十二年三月十日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 名古屋市中区大森二ノ六〇八

長井正子 外九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第一九三九号 昭和六十二年三月十日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 愛知県豊川市八幡町大宝山一〇ノ

七五 加納正敏 外十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案
昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(年金の額の改定の特例)

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

分譲法を削り、同項第二十三号中「ポリアミド繊維」の下に「アラミド繊維で政令で定めるものを除く。」を加える。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「第四十二條の六第六項」の下に、「第四十二條の七第六項」を加える。

第七十二條の十四第一項ただし書中「老人医療受給対象者に係る療養のうち」を「老人医療受給対象者に係る療養のうち」に改め、「同法の規定により定める金額に相当する部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を加える。

第七十三條の四第一項第二十六号中「第二十六條第一項第五号又は第六号」を「第二十六條第一項第四号から第六号まで」に改める。

第三百二十一條の八第四項中「第四十二條の六第六項」の下に、「第四十二條の七第六項」を加える。

第三百四十八條第二項第三十号中「第二十六條第一項第五号又は第六号」を「第二十六條第一項第四号から第六号まで」に改める。

第三百四十九條の三第一項中「償却資産」を「償却資産のうち」に改め、「供するもの」を「供するもので政令で定めるもの」に改め、同条第七項中「航空機」を「航空機で航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条又は第百二十一條の免許を受けた者が運航するもの」に改め、同条第八項中「(昭和二十七年法律第二百三十一号)」を削り、同条第三十二項を同条第三十一項とする。

第四百八十九條第一項第十七号中「及び水素」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び深冷

分離法」を削り、同項第二十三号中「ポリアミド繊維」の下に「アラミド繊維で政令で定めるものを除く。」を加える。

第五百八十六條第二項第一号に次のように加える。

ヲ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)

第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域のうち政令で定める地区

第五百八十六條第二項第二号中「第三号」を「第二号」に改め、同項中第五号の五を第五号の六とし、第五号の二から第五号の四までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 医療法人、社会福祉法人その他政令で定める者が経営する老人保健施設第六條第四項に規定する老人保健施設の用に供する土地

第五百八十六條第二項第十号中「構造改善事業若しくは」を「構造改善事業又は」に改め、「又は中小企業近代化促進法第五條第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新分野進出事業若しくは当該新分野進出事業に係るものとして政令で定める事業」を削り、同項第十一号中「第八号」を「第七号」に、「第十号」を「第八号」に改め、同項第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第九十七号)第四條に規定する承認中小企業者(以下本号において「承認中小企業者」という。)で政令で定めるものが、同法第三條第一項の規定による承認を受けた同項の適応措置に関する計画に従つて実施する同法第二項第四号の新分野進出事業等(これに係るものとして政令で定める事業を含む。)の用に供する土地で政令で定めるもの又は同法第二條第二項に規定する特定地域において製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、若しくは増設した者で当該特定地域内の承認中小企業者の新たな経済的環境への適応に資するものとして政令で定めるものが当該設備

附則第三十二條の第三項中「次条を」以下次条まで」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第九項とし、同条第六項の表第七百一条の第三十二項の項中「附則第三十二條の第三項から第五項まで」を「附則第三十二條の第三項から第七項まで」に改め、同条第七百一条の第四十一項及び第二項の項中「附則第三十二條の第三項」を「附則第三十二條の第三項」に改め、同条第七百一条の第四十一項及び第二項の項中「附則第三十二條の第三項」を「附則第三十二條の第三項」に改める。

第一項若しくは第二項に、「附則第三十二條の第三項から第五項まで」を「附則第三十二條の第三項から第七項まで」に改め、同条第七百一条の第四十一項第三項から第五項までの項中「附則第三十二條の第三項から第五項まで」を「附則第三十二條の第三項から第七項まで」に改め、同条第七百一条の第四十三項の項及び第七百一条の第四十三項第二項の項を次のように改める。

第七百一条の四十三第一項	(事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。)	
	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二條の第三項
第七百一条の四十三第二項	(事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。)	
	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二條の第三項
第七百一条の四十三第三項	(事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。)	
	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二條の第三項

附則第三十二條の第六項の表第七百一条の四十三第三項の項及び第七百一条の第五十一項の項中「附則第三十二條の第三項から第五項まで」を「附則第三十二條の第三項から第七項まで」に改め、附則第三十二條の第六項を同条第八項とし、同条第五項中「除く。」の下に「又は同法第二十一條第三項に規定する特別第二種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの」を加え、「当該第一種電気通信事業」を「当該施設に係る事業」に、「昭和七十一年三月三十一日まで」を「第一種電気通信事業に係るものにあつては昭和七十一年三月三十一日まで、特別第二種電気通信事業に係るものにあつては昭和七十一年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

認を受けた同項の計画に従つて実施する新分野進出事業等(個別中小企業者にあつては、同項の事業の合理化に関する事業を除く。)の用に供する施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が昭和六十五年三月三十一日までに完了したとき限り、第七百一条の第三十二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の第三十四項の規定を準用する。

7 指定都市等は、事業所用家屋で特定組合又は特定地域中小企業対策臨時措置法第三條第一項第一号に規定する者で政令で定めるもの(以下本項及び次条第四項において「個別中小企業者」という。)が同法第三條第一項の規定による承

附則第三十二條の第四項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市等は、特定地域中小企業対策臨時措置法第三條第二項第四号に規定する特定組合(第七項において「特定組合」という。)が同条

附則第三十五條の第二項中「昭和六十二年」を「昭和六十四年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改める。

第一項の規定による承認を受けた同項の計画に従つて実施する同項の新たな事業の分野への進出に関する事業又は事業の合理化に関する事業(第七項において「新分野進出事業等」という。)の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積及び従業員給与総額に対しては、昭和六十五年三月三十一日までに終了する事業年度分限り、第七百一条の第三十二項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の第三十四項の規定を準用する。

附則第三十八條第九項中「とする」を「と、附則第三十一條の第五項中「第六百一条第一項」とあるのは「附則第三十八條第九項において読み替えて適用される第六百一条第一項」とする」に改める。

附則第三十二條の第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

附則第三十八條第九項中「とする」を「と、附則第三十一條の第五項中「第六百一条第一項」とあるのは「附則第三十八條第九項において読み替えて適用される第六百一条第一項」とする」に改める。

4 前条第七項に規定する施設に係る事業所等に於いて個別中小企業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には昭和六十五年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には昭和六十四年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の第三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。))又は前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の第四十一項の規定を準用する。

附則第三十三條中「昭和六十一年度分」を「昭和六十二年度分」に、「二十七万円」を「二十八万円」に改める。

附則第三十五條の第二項中「昭和六十二年」を「昭和六十四年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改める。

附則第三十五條の第二項中「昭和六十二年」を「昭和六十四年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和六十一年十二月三十一日」を「昭和六十三年十二月三十一日」に改める。

税については、旧法附則第十条の二第二項中「昭和六十二年三月三十一日」とあるのは「昭和六十三年三月三十一日」とする。

4 新法附則第十一条の四第十一項の規定は、施行日以後に行われた同項に規定する承認に係る事業提携計画に定めるところに従つて営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に行われた旧法附則第十一条の四第十一項に規定する承認に係る事業提携計画に定めるところに従つて営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第三条 旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十一年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中国定資産税に関する部分は、昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年一月二日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第四項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十一年一月二日から同年十二月三十一日までの間に新設され、又は増設された新法附則第十五条第四項に規定する貯蔵タンクに対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「(倉庫に附属する機械設備にあつては当該倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、貯蔵タンクにあつては当該貯蔵タンクに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三)」とあるのは、「(貯蔵タンク又は倉庫に附属する機械設備にあつては、当該貯蔵タンク又は倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二)」とする。

5 昭和五十七年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十九年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十三項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和六十一年一月二日から昭和六十二年三月三十一日までの間に敷設された新法附則第十五条第十三項に規定する構築物に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「(鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が、地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道事業者又は軌道経営者が、(鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。))とあるのは、地方鉄道」とする。

設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和六十一年一月一日までに新築された旧法附則第十六条第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)
第五条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和六十二年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日以前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)
第六条 新法第五百八十六条第二項第一号、第二号の二、第二十三号の三、第二十一号、第二十一号の二及び第二十七号の六の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和六十二年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第一号、第五号の二、第二十三号の三、第二十一号、第二十一号の二及び第二十七号の六の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、日本消防検定協会が施行日前に行つた土地の取得に対して課する特別土地保有税については、地方税法第五百八十六条第二項第二十八号中「第三百四十八条第二項」とあるのは、「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十号)

附則第八条による改正前の地方税法第三百四十八条第二項」として、同号の規定を適用する。

(事業所税に関する経過措置)
第七条 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以後の年度の個人(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに同年度の個人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)
第八条 新法第七百二条第二項の規定は、土地にあつては昭和六十二年以後の年度分の都市計画税について適用し、家屋にあつては昭和六十二年一月一日以後に取得された同項に規定する家屋に対して課する昭和六十二年以後の年度分の都市計画税について適用する。

2 昭和五十七年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第四項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第九条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三条の規定により読み替えて適用される旧法第七百三条の五の規定による昭和六十一年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、地方税法の一部を改正する法律案(衆)

昭和六十二年四月二日印刷

昭和六十二年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局